

2024. 8. 5

自身の選択で年金額を増やすことがより重要に ～財政検証を踏まえ、来年の年金法改正に向け議論が進む～



経済調査部 エコノミスト

前田 和孝

ポイント

- 財政検証では、最も実現可能性が高いとみられる「過去30年投影ケース」で所得代替率50%を確保できる試算結果が示された。もっとも、出生率や実質賃金上昇率などの前提には甘さもみられる
- 年金財政を改善するためには、マクロ経済スライドの着実な実施やオプション試算で示された制度改正を進めることが必要。来年の年金法改正では被用者保険の適用拡大が重点検討課題に
- 就労や受給開始時期の選択次第でモデル年金を超えることは可能。政府の施策が必要なのは言うまでもないが、老後の年金が薄いままになる可能性を考慮に入れたライフプランを立てることがより重要に

1. 年金財政はやや改善

公的年金の財政検証の結果が先月公表され、これを基に来年の年金法改正に向け議論が進められていく。今回の財政検証では、経済前提を4つのケース（高成長実現ケース、成長型経済移行・継続ケース、過去30年投影ケース、1人当たりゼロ成長ケース）に分けて試算している（図表1）。

このなかで最も実現可能性が高いとみられる「過去30年投影ケース」の試算結果を見ると、まず、モデル年金（夫婦二人の基礎年金と夫に支給される報酬比例年金）の

所得代替率は2057年度に50.4%（基礎：25.5%、比例：24.9%）と、50%を確保できる見込みとなった（図表2）。前回2019年の財政検証では、今回の「過去30年投影ケース」に最も近いケースVで、所得代替率は2044年度に50.0%となる見通しだった。経済前提が異なるため単純比較はできないものの、50%への到達年度が13年後ろ倒しされたという点で、年金の持続性にはやや改善が見られた形である。マクロ経済スライドが効いていることや、女性や高齢者の労働参加が進んだことで保険料を納付する人が増えたこと、年金積立金管理運用独立行

（図表1）財政検証の諸前提

<社会・経済状況に関する諸前提>

財政検証においては、将来の社会・経済状況について一定の前提を置く必要があるが、将来は不確実であるため、幅広い複数のケースを設定している。財政検証の結果についても、複数のケースを参照し幅広く解釈する必要がある。

※ なお、現行制度に基づく財政検証は、令和6年10月に施行される適用拡大（企業規模要件100人超→50人超）等の影響を織り込んでいる。

| <人口の前提> | | 合計特殊出生率 | | 平均寿命 | | 入国超過数 | | |
|---|----------------------|----------------------|---|-----------------------------------|---|-----------------------------|--|----------------|
| 「日本の将来推計人口」（2023年4月、国立社会保障・人口問題研究所） 出生率：高位・中位・低位 死亡率：高位・中位・低位 入国超過数： 25万人、16.4万人、6.9万人 | | 2020年（実績） 1.33 | 2070年 高位：1.64 中位：1.36 低位：1.13 | 2020年（実績） 男性：81.58 女性：87.72 | 2070年 高位：84.56 中位：85.89 低位：87.22 | 2016～2019年（実績の平均） 16.4万人 | ～2040年 入国超過数（一定） 25万人 16.4万人 6.9万人 | |
| <労働力の前提> | | 就業者数 | | 就業率 | | | | |
| 「労働力需給の推計」（2024年3月、独立行政法人 労働政策研究・研修機構） ①労働参加進展シナリオ ②労働参加漸進シナリオ ③労働参加現状シナリオ | | 2022年（実績） 6,724万人 | 2040年 労働参加進展：6,734万人 労働参加漸進：6,375万人 労働参加現状：5,768万人 | 2022年（実績） 60.9% | 2040年 労働参加進展：66.4% 労働参加漸進：62.9% 労働参加現状：56.9% | | | |
| <経済の前提> | | 行先の経済状況の推定 | | | | 参考（推計結果） | | |
| 社会保障審議会年金部会「年金財政における経済前提に関する専門委員会」で設定（2024年4月） ①高成長実現ケース ②成長型経済移行・継続ケース ③過去30年投影ケース ④1人当たりゼロ成長ケース | | 労働力率 | 実質GDP（TPP）上昇率 | 物価上昇率 | 賃金上昇率（実質・対物価） | 適用率（対賃金） | 実質経済成長率 | 人口1人当たり実質経済成長率 |
| 高成長実現ケース | 成長実現ケースに接続 | 1.4% | 2.0% | 2.0% | 3.4% | 1.4% | 1.6% | 2.3% |
| 成長型経済移行・継続ケース | 成長実現・労働参加進展シナリオ | 1.1% | 2.0% | 1.5% | 3.2% | 1.7% | 1.1% | 1.8% |
| 過去30年投影ケース | 成長実現・労働参加進展シナリオ | 0.5% | 0.8% | 0.5% | 2.2% | 1.7% | ▲0.1% | 0.7% |
| 1人当たりゼロ成長ケース | 一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ | 0.2% | 0.4% | 0.1% | 1.4% | 1.3% | ▲0.7% | 0.1% |

（出所）厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況および見通し -令和6（2024）年財政検証結果」

政法人 (GPIF) による積立金の運用実績が好調だったことが大きい。

また、将来の年金額を現在の物価に換算した実質年金額は2057年度に21.1万円(同10.7万円、同10.4万円)と、2024年度の22.6万円(同13.4万円、同9.2万円)から▲1.5万円となっている。所得代替率は2024年度の61.2%(同36.2%、同25.9%)から約2割低下するが、実質年金額の減少率はここまで大きくならない。これは、実質賃金が上昇するためである。実質賃金上昇率の前提は+0.5%

に設定されており、現役男子の手取り収入は2024年度の37.0万円から2057年度には41.8万円にまで増加する。マクロ経済スライドでは、新たに年金を受け取る新規裁定者の年金額は現役世代の賃金上昇率にスライド調整率をかけたものとなるため、実質年金額は増加するか小幅にしか低下せず、実質的な購買力がある程度維持できる仕組みとなっている。もっとも、実質賃金上昇率の実績を見ると、2001~2022年度平均で▲0.3%となっており、「過去30年投影ケース」の前提ですら楽観的であることには注意が必要である。

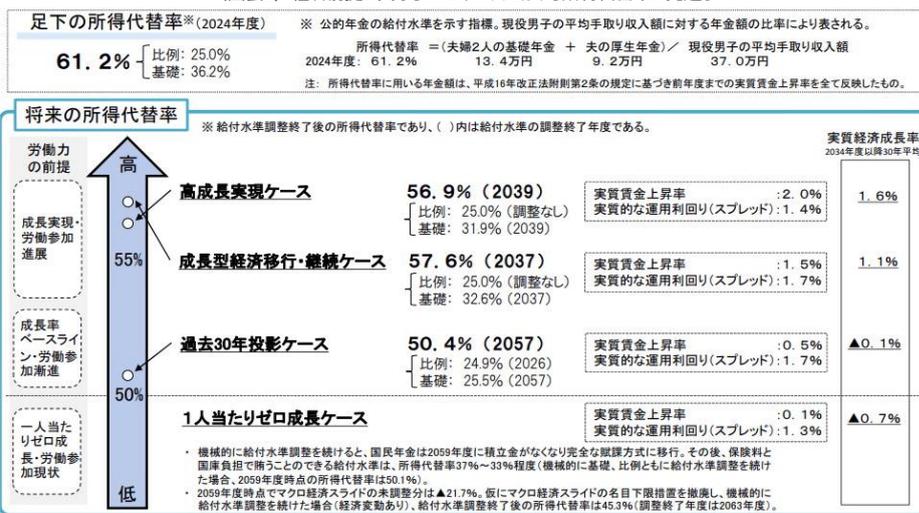
2. 前回に続きオプション試算を実施

今回も2019年に続いてオプション試算が実施された。試算の内容は、①被用者保険の更なる適用拡大、②基礎年金の拠出期間延長・給付増額、③マクロ経済スライドの調整期間の一致、④在職老齢年金制度の見直し、⑤標準報酬月額の上限見直しの5つである。

①の被用者保険の更なる適用拡大については、企業規模要件の廃止や賃金要件の撤廃など段階に応じて4つのケースに分けられている。最も対象者が増えるケースである所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合、所得代替率は現行制度から+5.9%改善すると見通しが示された(図表3)。また、②の基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年(20~59歳)から45年(20~64歳)に延長する場合には、所得代替率は+6.9%、③のマクロ経済スライドの調整終了年度の決定方法(2段階方式)を見直す場合には+5.8%、⑤の標準報酬月額の上限を98万円まで引き上げた場合は比例部分のみ+0.5%の改善となる。

一方、④の65歳以上の在職老齢年金の仕組みを撤廃した場合、働く年金受給者の給付が増加する一方、将来

(図表2) 経済前提の異なる4つのケースにおける所得代替率の見直し



※ 最低賃金が2030年代半ばに1,500円(全国加重平均)となった場合、短時間労働者の厚生年金適用が増加する効果により基礎年金に係る所得代替率はさらに上昇。(高成長実現ケース: +0.4%ポイント、成長型経済移行・継続ケース: +0.4%ポイント、過去30年投影ケース: +0.3%ポイント)
 注1: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)
 注2: 高成長実現ケースの実質経済成長率や実質賃金上昇率は成長型経済移行・継続ケースより高いもの、賃金を上回る実質的な運用利回り(スプレッド)が低いため、所得代替率は成長型経済移行・継続ケースより低くなっている。なお、平成26(2014)年財政検証においても同様の結果が生じている。

(出所) 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況および見直し-令和6(2024)年財政検証結果」

(図表3) 被用者保険のさらなる拡大を実施した場合の所得代替率

| 現行制度 | 将来の所得代替率 | | | 所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合 |
|--|--|--|--|--|
| 50.4% (2057) 比例: 24.9% (2026) 基礎: 25.5% (2057) | ①被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所の非適用業種の解消を行う場合 (約90万人拡大) 51.3% (2054) 比例: 24.8% (2027) 基礎: 26.5% (2054) +0.9% | ①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合 (約200万人拡大) 51.8% (2052) 比例: 24.6% (2028) 基礎: 27.2% (2054) +1.4% | ②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合 (約270万人拡大) 53.1% (2048) 比例: 24.5% (2029) 基礎: 28.6% (2048) +2.7% | 56.3% (2038) 比例: 23.1% (2038) 基礎: 33.2% (2038) +5.9% |

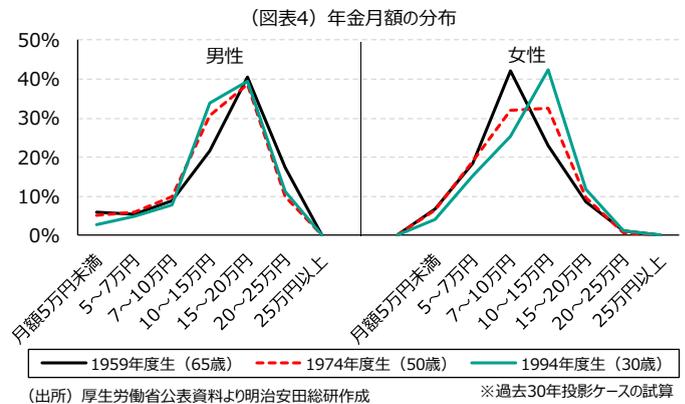
(出所) 厚生労働省公表資料より明治安田総研作成

※ ()内は年度。過去30年投影ケースの試算

の受給世代の給付水準が低下するため、比例部分の所得代替率が▲0.5%悪化する。

3. 初の試みとして年金月額分布推計を実施

今回初めての試みとして、各世代の65歳時点における年金の平均額や分布の将来見通し（年金額の分布推計）が作成された。今年65歳になる1959年度生まれの1人当たりの平均実質年金額は、男性が14.9万円、女性が9.3万円である。一方、今後は、労働参加の進展に伴って厚生年金の加入期間が延びることが見込まれることから、1994年度生まれ（30歳）が65歳となる2059年には、男性で14.7万円、女性で10.7万円の年金額を受け取れる見通しである。男性は実質ベースの受給額が小幅減少するのに対し、女性は厚生年金の加入期間延長による効果で物価の伸びを名目年金額が上回ることで増加する。年金月額の分布を見ても、女性はボリュームゾーンが1959年度生まれでは7～10万円となっているが、1994年度生まれでは10～15万円と右方にシフトしている（図表4）。



4. 来年の年金法改正は被用者保険の適用拡大が優先事項に

今回の財政検証では、「過去30年投影ケース」で所得代替率が50.4%、実質年金額は21.1万円となることが示された。もっとも、実質賃金上昇率に加え、出生率の前提が1.36と実績（2023年：1.20）から大きく乖離していることなどを考えれば心許ない。また、基礎部分と比例部分に分けると、基礎部分が大きく低下する見通しとなっている。マクロ経済スライドでは、国民年金の財政が均衡するよう先に基礎年金の給付水準の調整期間を決め、その後、厚生年金（比例部分）の調整期間を決める。そのため、比例部分は2026年度に調整が終了するのに対し、基礎年金は2057年度までかかる。この結果、比例部分の所得代替率は、2026年度以降24.9%で推移し、2024年度の25.0%からほとんど変わらない。一方で、基礎部分は2057年度まで下がり続け、最終的には25.5%と2024年度の36.2%から約3割低下する。基礎部分の低下は所得再分配機能の低下を招くため、国民年金に加入している人だけでなく、厚生年金に入っている人も賃金が低く、低年金となっている人への影響は無視できない。マクロ経済スライドにより年金の持続性には改善が見られているものの、基礎部分と比例部分のバランスについては今後見直していく必要があると考える。

年金保険料の上限はすでに固定されているため、少子高齢化が進むなかで所得代替率が低下トレンドとなることは避けられない。それでも年金財政を改善し、年金額を増やすためには、マクロ経済スライドの着実な実施やオプション試算で示された制度改革を進めることが必要となる。マクロ経済スライドは、名目下限措置を維持した上で、未調整分を翌年度以降に繰り越すキャリアオーバー制度を導入しているが、賃金や物価のこれまでの動向を踏まえると、いつ調整が完了するかは見通しづらい。年金財政の改善に向けては、低所得者には年金とは異なる形で支援を行ないつつ、名目下限措置を廃止することも手段として考え得る。

オプション試算に関しては、保険料納付期間の45年への延長案は、すでに来年の法改正では見送る方針となっている。マクロ経済スライドの調整期間の一致に関しても、基礎年金の給付水準を引き上げる反面、2分の1入っている国庫負担が増えることへの理解を得るのが難しく実現の見込みは薄い。そのため、現段階では被用者保険の適用拡大が議論の中心となりそうである。前回2020年の法改正では、勤務期間1年以上の要件を撤廃し、企業規模を従来の500人超から、2022年10月からは100人超、2024年10月からは50人超へと緩和することなどが定められた。今回はどこまで進められるかが焦点になるが、負担増となる企業に配慮しつつ、これまでも段

階的に進められてきたことを考えれば、企業規模要件の撤廃と非適用業種の解消までが現実的とみられる。

標準報酬月額については、2020年9月より上限が62万円から65万円に引き上げられている。これまでの改訂では、すべての厚生年金被保険者の平均標準報酬月額の2倍が最高等級を超えることが一つの基準となっていたが、すでに2022年3月の時点で標準報酬月額の2倍が65万円を超えている。所得再分配効果を高めるうえでも上限引き上げは検討に値する。ただし、オプション試算で見ると、被用者保険の適用要件の一部拡大や、標準報酬月額を引き上げによる所得代替率の改善効果はそこまで高くない。さらに在職老齢年金制度の見直しを実施した場合には、労働参加を促すとみられる一方で所得代替率の改善効果は相殺されることになる。

5. モデル年金を超える選択肢を

財政検証で示されるのはあくまでモデル年金の所得代替率や実質年金額である。とはいえ、モデル年金で見た所得代替率や実質年金額の低下を見て、将来に対する不安を感じる人はそれなりにいるように思われる。共働き世帯はすでに専業主婦世帯の約2.5倍まで増加しており、会社員の夫と専業主婦の世帯を前提としたモデル年金はあくまで目安であることをもっと周知することが必要である。所得代替率や年金額の違いは世帯類型ではなく1人当たりの賃金水準で決まるため、就労や受給開始時期の選択次第でモデル年金を超えることは可能である。例えば、2004年度生まれ（20歳）の人が、40年（20～59歳）の就労期間（保険料拠出期間）を経て、65歳で受給を開始するモデル年金の所得代替率は50.4%となる。それが仮に就労期間を6年10ヵ月（20～66歳10ヵ月）延長し、拠出終了と同時に受給を開始すれば、所得代替率は2024年度と同じ61.2%まで上昇する。

また、配偶者の扶養家族となっているパートタイム労働者の年収が一定水準を超えた場合に、社会保険料負担の発生で手取り収入が減ることから就業調整を実施する「年収の壁」が問題視されているが、東京都のシミュレーションによれば、妻が「106万円・130万円の壁」を超えた場合と超えない場合では、世帯の生涯収入に3,000万円（うち年金が1,000万円、89歳時点）の差が生じるとのことである。平均寿命の延伸とともに長生きリスクは高まっており、個々人が老後の年金が薄いままになる可能性を考慮に入れたライフプランを立てることがますます重要になってきている。

もちろん政府による年金財政の改善に向けた施策が必要なことは言うまでもなく、壁を意識せずに働ける環境を整備し、将来にわたる収入や年金額を増やすため、被用者保険の適用拡大を着実に実施していかなければならない。また、「ねんきん定期便」や「公的年金シミュレーター」など、保険料納付の実績や将来の年金給付に関する情報提供体制は整備されてきているものの、これらの活用を幅広く国民に促すことも必要である。公的年金制度が高齢期の所得を支える重要な柱であり続けるため、年金制度の改正を一歩ずつ進めていくことが重要となる。

本レポートに関するご取材やお問い合わせは以下までご連絡ください

明治安田総合研究所 エコノミスト 前田 和孝

電話番号：03-6261-7947

e-mail：ka3-maeda@myri.co.jp

※本レポートは、明治安田総合研究所が情報提供資料として作成したものであり、いかなる契約の締結や解約を目的としたものではありません。掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。掲載された情報を用いた結果生じた直接的、間接的トラブルや損失、損害については、一切の責任を負いません。またこれらの情報は、予告なく掲載を変更、中断、中止することがあります。

●発行元● 株式会社 明治安田総合研究所 〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-11 TEL03-6261-6411